

佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県東部工業用水道職員就業規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を改正する規程
(佐賀県東部工業用水道職員就業規程の一部改正)

第1条 佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第10条の5 略</p> <p>2 知事は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、職員の勤務時間、休暇等に関する条例21条の3第2項の規定に基づき<u>人事委員会規則</u>で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合は、その都度必要と認める期間</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第10条の5 略</p> <p>2 知事は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、職員の勤務時間、休暇等に関する条例21条の3第2項の規定に基づき<u>人事委員会</u>が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人<u>その他職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第2号の規定に基づき人事委員会</u>が規則で定める者として官公署に出頭する場合は、その都度必要と認める期間</p> <p>(3)～(11) 略</p>

(佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
知事の決裁を受け るべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～6 略 7 所長の特別休 暇(裁判員、証人、 鑑定人、参考人等 として官公署に 出頭する場合に 限る。)及び10日 を超える範囲の 病気休暇の願の 処理に関するこ と。 8～19 略	所長専決事務 1～6 略 7 所長の特別休 暇(裁判員、証人、 鑑定人、参考人等 として官公署に 出頭する場合を 除く。)及び10日 を超えない範囲 の病気休暇並び に部分休業の願 の処理に関する こと。 8～33 略	知事の決裁を受け るべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～6 略 7 所長の特別休 暇(裁判員、証人、 鑑定人、参考人 <u>そ の他職員の勤務 時間、休暇等に関 する条例(平成7 年佐賀県条例第 18号)第22条第2 号の規定に基づ き人事委員会 が規則で定める者 として官公署に 出頭する場合に 限る。)及び10日 を超える範囲の 病気休暇の願の 処理に関するこ と。 8～19 略</u>	所長専決事務 1～6 略 7 所長の特別休 暇(裁判員、証人、 鑑定人、参考人 <u>そ の他職員の勤務 時間、休暇等に関 する条例第22条 第2号の規定に 基づき人事委員 会が規則で定め る者として官公 署に出頭する場 合を除く。)及び 10日を超えない 範囲の病気休暇 並びに部分休業 の願の処理に関 すること。 8～33 略</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。